

第1部 総論

第1章 計画の基本理念

第1節 計画の背景、目的

【計画の背景、経過】

1 計画策定の背景

- 本県では、県民の誰もが、いつでも、どこでも適切な医療を受けることができるよう保健医療施設の基盤整備や体制づくりを進めるとともに、健康の保持増進から疾病の予防、治療、リハビリ、在宅ケアに至る一貫した生活習慣病対策を積極的に推進してきました。
- しかしながら、少子高齢化の急速な進展や、生活習慣病の増加に伴う疾病構造の変化、医療の高度化・専門化など県民の保健医療を取り巻く環境は大きく変化しており、県民のニーズも複雑化、多様化してきています。
- また地震、豪雨等の自然災害の発生や、新型インフルエンザをはじめとした多様な健康危機に対する備えも求められています。
- 一方、医師不足を背景に診療制限を余儀なくされる医療機関もみられます。
- 特に、多くの公立病院においては経営状況が悪化するとともに、医師不足による診療制限が地域医療に深刻な影響を与えています。
- こうしたなか、地域の限りある医療資源が、その機能を十分に発揮できるような連携体制を確立することが喫緊の課題です。

2 計画策定の経過

- 昭和60年の医療法の一部改正により、地域における医療を提供する体制の確保に関する計画（医療計画）の作成が各都道府県に義務づけられました。
- 本県においては、昭和62年8月に医療圏及び必要病床数を記載した「愛知県地域保健医療計画」を作成し、その後、医療法による5年ごとの見直し及び医療法の一部の改正に伴う計画の見直しを行い、これまでに6回の見直しを行ってきました。

（愛知県地域保健医療計画の見直しの状況）

昭和62年 8月	愛知県地域保健医療計画策定（2次医療圏、必要病床数を記載） （計画期間：昭和62年8月～平成4年7月）
平成元年 3月	任意的記載事項（各種の保健医療対策）を公示
平成 4年 8月	第1回見直し（各医療圏計画も策定） （計画期間：平成4年8月～平成9年7月）
平成 9年 8月	第2回見直し （計画期間：平成9年8月～平成14年7月）
平成10年10月	県計画で「療養型病床群の整備目標」を追加公示
平成13年 3月	第3回見直し（2次医療圏、基準病床数を見直し） （計画期間：平成13年4月～平成18年3月）
平成18年 3月	第4回見直し（基準病床数を見直し） （計画期間：平成18年4月～平成23年3月）
平成20年 3月	第5回見直し（4疾病5事業を中心とする医療連携体制等を追加記載） （計画期間：平成20年4月～平成25年3月）
平成23年 3月	第6回見直し（2次医療圏、基準病床数を見直し） （計画期間：平成23年4月～平成28年3月）

3 今回の計画の見直し

- 平成23年3月に愛知県地域保健医療計画の全面見直しを行った後、国において医療計画の見直しが検討され、これまでの4疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）に新たに精神疾患を加えた5疾病とすることや、平成23年3月に発生した東日本大震災等を踏まえ、平成24年3月、「医療提供体制の確保に関する基本方針」及び「医療計画作成指針」が改正されたことから、今回、本県の計画も見直すこととしました。
- また、愛知県地域医療再生計画や、がん対策推進基本計画、健康づくりプランなど各種の計画が新たに策定されていることから、これらと整合性を図るための所要の見直しも行いました。
- なお、基準病床数については、平成23年3月に見直した愛知県地域保健医療計画で示したものを、公示どおり平成27年度までそのまま適用します。

【計画の目的】

- 愛知県地域保健医療計画は、県民の多様な保健医療需要に対応し、疾病予防から治療、リハビリ、在宅ケアに至る一貫した保健医療サービスが、適切に受けられる保健医療提供体制の確立を目指すことを目的とし、次の3つの基本方針の下に、行政関係者、保健医療関係者、県民などが一体となって共に保健医療の確保、推進を図っていくための計画として策定します。

- 1 地域医療の体系化及び地域の特性に配慮した医療機関の機能分担、業務連携を推進し、効率的な医療提供体制の確立を図ります。
- 2 疾病予防等の保健対策を推進し、生涯を通じた健康づくりを支援します。
- 3 保健医療従事者の確保、資質の向上及び人材の有効活用を図ります。

【計画の性格】

愛知県地域保健医療計画は、次の性格を持つものです。

- 1 愛知県の保健医療対策の今後の基本方針を示すものです。
- 2 2次医療圏での保健医療対策の推進方向を示すものです。
- 3 医療機関及びその他関係機関などが整備を進めるに当たっての指針となるものです。

第2節 計画の推進

1 計画目標年次

- 計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。（基準病床数を除く）
- 今後の社会情勢の変化等により、5年以内に再検討を加え、必要があるときは、計画を変更することとします。

2 計画の普及啓発

- 愛知県地域保健医療計画は、県、市町村、保健・医療関係機関などが一体となって推進していくことが必要であり、計画を達成するためには広く一般県民などに趣旨と内容を十分周知の上、理解と協力を得ることが極めて重要となります。
- このため、本計画の趣旨と内容を県のホームページに掲載するとともに、各種会議で説明するなど、幅広い広報活動を効果的に行い、この計画の普及啓発に努めていきます。

3 計画の推進体制

(1) 全県単位での推進

本県では、愛知県地域保健医療計画の推進のため、愛知県医療審議会の部会として「医療計画部会」を設置しており、この部会において全県レベルで計画推進のための協議を行い、計画の目標達成を図ることとします。

(2) 2次医療圏単位での推進

各医療圏において、地域の特性を踏まえた計画の推進を図る必要があることから、「圏域保健医療福祉推進会議」において、推進方策などを調整、協議し、医療圏計画の目標達成を図ることとします。

4 市町村等との連携

- 市町村は、地域住民に直結する基礎的自治体として、住民の健康保持、増進等に寄与する保健・医療・福祉の施策を実施していますので、医療計画の推進に際しては、一層緊密に市町村と連携を図り、推進していくこととします。
- また、保健医療に関する施策を効果的、効率的に実施し、本計画の目標を達成するためには、関係団体・機関との連携も重要でありますので、一層連携を強化して推進していくこととします。

5 計画の進行管理

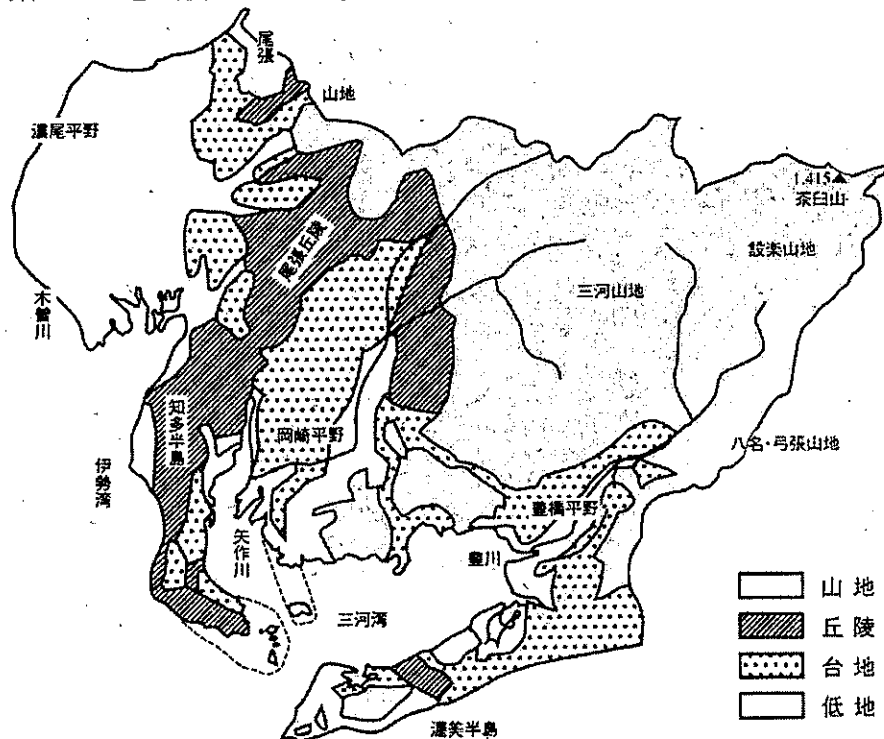
- 愛知県地域保健医療計画のうち、整備目標や目標値を記載した項目の進行管理については、愛知県医療審議会に報告し、進捗状況を評価するとともに推進方策等について意見を求めるなどして、進行管理の徹底を図ります。
- また、進捗状況を県のホームページに掲載するなど、広く県民などに進行管理を広報します。

第2章 地域の概況

第1節 地勢及び交通

- 愛知県は日本列島のほぼ中央にあり、三重、岐阜、長野、静岡の各県に隣接し、南は太平洋に面し、伊勢湾、三河湾を望みます。面積は5,165.12km²で、国土の約1.4%を占めており、全国で27番目の広さとなっています。
- 西部は、木曾川によって造られた広大な濃尾平野とその東側の尾張丘陵からなり、また、尾張丘陵が南に伸びて知多半島を形成しています。中央部は矢作川に沿って上流に三河山地が、下流には岡崎平野が形成されています。東部は、豊川に沿って上流に設楽山地と八名・弓張山地が、下流には豊橋平野が形成され、また、豊橋平野からは渥美半島が伸びています。
- 本県は、名古屋市を中心に東西交通の要衝で、産業、経済の立地条件に恵まれ、輸送機械を主体とする製造品出荷額等は全国1位を堅持する工業県です。
また、園芸や畜産が盛んな全国有数の農業県でもあります。
- 道路は、わが国の幹線道路として骨格的な役割を担う東名・名神高速道路が東西に横断し、また、中央自動車道が北東に、東海北陸自動車道が北に、東名阪自動車道が西方に延びており、名古屋市内には都市高速道路が整備されています。さらに新東名高速道路も整備されつつあります。
- 鉄道交通は、JR東海の東海道新幹線、東海道本線等、名古屋鉄道の名古屋鉄道本線等、近畿日本鉄道名古屋線、豊橋鉄道渥美線、愛知環状鉄道線、あおなみ線、東部丘陵線（リニモ）などがあり、名古屋市内には地下鉄6路線が整備されています。
- 空港については、名古屋市北に県営名古屋空港があり、知多半島常滑沖には中部国際空港（セントレア）があります。

〈愛知県の地形〉



第2節 人口及び人口動態

1 総人口

本県の人口は平成24年10月1日現在、7,425,952人で、男性3,709,515人（構成比50.0%）、女性3,716,437人（構成比50.0%）となっています。

表2-2-1 本県人口の推移（毎年10月1日現在）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成24年
人口（人）	6,690,603	6,868,336	7,043,300	7,254,704	7,410,719	7,425,952
男 性	3,354,827	3,439,180	3,525,698	3,638,994	3,704,220	3,709,515
女 性	3,335,776	3,429,156	3,517,602	3,615,710	3,706,499	3,716,437
増 加 率	—	2.7%	2.5%	3.0%	2.2%	0.2%
指 数	100	102.7	105.3	108.4	110.8	111.0

資料：平成22年までは「国勢調査」（総務省）

平成24年は「あいちの人口」（愛知県県民生活部）

2 人口構成

年齢区分別では、平成24年10月1日現在、年少人口（0～14歳）が1,057,014人（構成比14.3%）、生産年齢人口（15～64歳）が4,734,472人（同64.2%）、老年人口（65歳以上）が1,577,699人（同21.4%）となっています。

年少人口の割合は、平成2年の18.5%から平成24年には14.3%に低下している一方で、老年人口の割合は、平成2年の9.8%から平成24年には21.4%と増大しており、本県においても急速な少子高齢化が進行しています。

表2-2-2 年齢区分別人口の推移（毎年10月1日現在）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成24年	
年 齢 三 区 分	年少人口（人） （構成比%）	1,236,783 (18.5)	1,120,992 (16.3)	1,081,280 (15.4)	1,069,498 (14.7)	1,065,254 (14.5)	1,057,014 (14.3)
	生産年齢人口（人） （構成比%）	4,784,821 (71.5)	4,919,095 (71.6)	4,914,857 (69.8)	4,901,072 (67.6)	4,791,445 (65.2)	4,734,472 (64.2)
	老年人口（人） （構成比%）	656,283 (9.8)	819,026 (11.9)	1,019,999 (14.5)	1,248,562 (17.2)	1,492,085 (20.3)	1,577,699 (21.4)
計	6,690,603	6,868,336	7,043,300	7,254,704	7,410,719	7,425,952	

資料：平成22年までは「国勢調査」（総務省）

平成24年は「あいちの人口」（愛知県県民生活部）

注1：年齢不詳者は各年齢区分別人口に含んでいないため、年齢三区分の合計値は計と一致しない。

注2：年齢三区分の構成比の平成22年以降は年齢不詳者を除いて算出。

表2-2-3 地域別年齢区分別人口構成比の推移（毎年10月1日現在）

（単位：％）

医 療 圏		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成24年
名古屋	年少人口	17.2	15.2	14.0	13.2	13.0	12.9
	生産年齢人口	72.1	71.8	69.4	67.4	65.8	65.0
	老年人口	10.3	12.7	15.6	18.4	21.2	22.1
海 部	年少人口	18.1	15.9	15.6	15.4	15.0	14.6
	生産年齢人口	72.1	72.4	70.1	66.5	63.2	62.1
	老年人口	9.7	11.7	14.3	17.8	21.9	23.3
尾張中部	年少人口	18.2	15.3	14.6	14.5	15.0	15.2
	生産年齢人口	73.6	74.5	71.9	68.2	64.8	63.6
	老年人口	8.1	10.1	13.0	16.6	20.2	21.2
尾張東部	年少人口	18.2	15.8	15.4	15.2	15.4	15.3
	生産年齢人口	72.7	73.3	71.4	68.2	65.0	63.9
	老年人口	8.9	10.8	13.2	16.0	19.6	20.8
尾張西部	年少人口	18.4	16.3	15.6	15.2	14.8	14.6
	生産年齢人口	71.8	71.8	69.8	66.7	63.3	62.3
	老年人口	9.8	11.9	14.6	18.1	21.9	23.2
尾張北部	年少人口	18.8	16.2	15.5	15.2	15.0	14.8
	生産年齢人口	72.7	73.4	71.4	67.9	64.3	63.1
	老年人口	8.5	10.4	13.1	16.6	20.7	22.1
知多半島	年少人口	20.5	16.7	15.9	15.3	15.1	15.1
	生産年齢人口	77.1	71.3	69.6	67.3	64.6	63.7
	老年人口	10.0	11.9	14.5	17.2	20.2	21.3
西三河北部	年少人口	20.6	18.1	17.0	15.8	15.6	15.4
	生産年齢人口	71.8	72.8	72.1	70.2	68.1	67.0
	老年人口	7.5	9.1	10.9	13.3	16.3	17.6
西三河南部東	年少人口	19.9	17.9	16.9	16.0	15.5	15.5
	生産年齢人口	70.5	70.7	69.5	68.4	66.5	65.4
西三河南部西	老年人口	9.5	11.4	13.6	15.4	18.0	19.1
						15.8	15.5
東三河北部	年少人口	18.1	15.9	14.1	12.9	11.9	11.6
	生産年齢人口	62.8	61.4	59.8	58.4	56.9	56.1
	老年人口	19.1	22.7	26.1	28.7	31.2	32.3
東三河南部	年少人口	19.3	17.2	16.0	15.1	14.7	14.4
	生産年齢人口	69.2	69.1	68.0	66.4	64.1	63.2
	老年人口	11.5	13.6	15.9	18.3	21.2	22.4
愛知県計	年少人口	18.5	16.3	15.4	14.7	14.5	14.3
	生産年齢人口	71.5	71.6	69.8	67.6	65.2	64.2
	老年人口	9.8	11.9	14.5	17.2	20.3	21.4

資料：平成22年までは「国勢調査」（総務省）

平成24年は「あいちの人口」（愛知県県民生活部）

注：年齢三区分の構成比は、平成22年以降は年齢不詳者を除いて算出。

3 将来推計人口

本県の人口は平成22年には、7,410,719人ですが、国立社会保障・人口問題研究所の「都道府県の将来推計人口」（平成19年5月推計）によれば、平成47年には6,991,000人に減少し、少子高齢化の傾向はますます強まると推計されています。

表2-2-4 将来推計人口

		平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
愛知県	総人口(千人)	7,411	7,392	7,359	7,276	7,152	6,991
	年少人口比(%)	14.5	12.8	11.5	10.7	10.4	10.4
	生産年齢人口比(%)	65.2	63.2	62.8	62.8	61.8	59.9
	老年人口比(%)	20.3	24.0	25.7	26.5	27.7	29.7
全国	総人口(千人)	128,057	126,597	124,100	120,659	116,618	112,124
	年少人口比(%)	13.2	12.5	11.7	11.0	10.3	10.1
	生産年齢人口比(%)	63.8	60.7	59.2	58.7	58.1	56.6
	老年人口比(%)	23.0	26.8	29.1	30.3	31.6	33.4

資料：平成22年は「国勢調査」（総務省）

平成27年～平成47年の愛知県は「都道府県の将来推計人口（平成19年5月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）、全国は「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

4 人口動態

本県の主な人口動態は、下表及び次図のとおりです。

表2-2-5 人口動態統計

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成23年
出生	70,942	71,899	74,736	67,110	69,872	68,973
人口千対	10.7(10.0)	10.6(9.6)	10.8(9.5)	9.4(8.4)	9.6(8.5)	9.5(8.3)
死亡	37,435	42,944	45,810	52,536	58,477	59,720
人口千対	5.7(6.7)	6.3(7.4)	6.6(7.7)	7.4(8.6)	8.1(9.5)	8.2(9.9)
死産	2,860	2,066	2,107	1,748	1,402	1,373
出産千対	38.8(42.3)	27.9(32.1)	27.4(31.2)	25.4(29.1)	19.7(24.2)	19.5(23.9)
周産期死亡	344	518	424	333	281	262
出産千対	4.8(5.7)	7.2(7.0)	5.6(5.8)	4.9(4.8)	4.0(4.2)	3.8(4.1)
乳児死亡	304	276	241	202	153	176
出生千対	4.3(4.6)	3.8(4.3)	3.2(3.2)	3.0(2.8)	2.2(2.3)	2.6(2.3)
新生児死亡	150	150	141	98	79	75
出生千対	2.1(2.6)	2.1(2.2)	1.9(1.8)	1.5(1.4)	1.1(1.1)	1.1(1.1)
婚姻	42,060	48,022	48,391	43,948	45,039	42,425
人口千対	6.3(5.9)	7.1(6.4)	7.0(6.4)	6.2(5.7)	6.2(5.5)	5.8(5.2)

資料：衛生年報（愛知県健康福祉部）及び平成23年人口動態統計

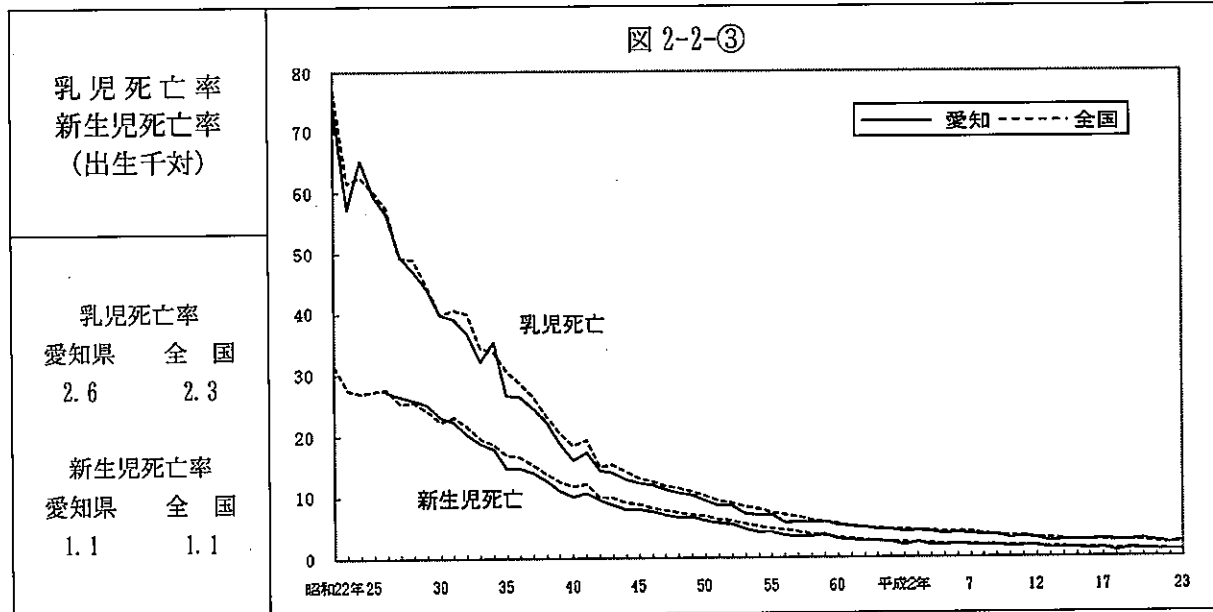
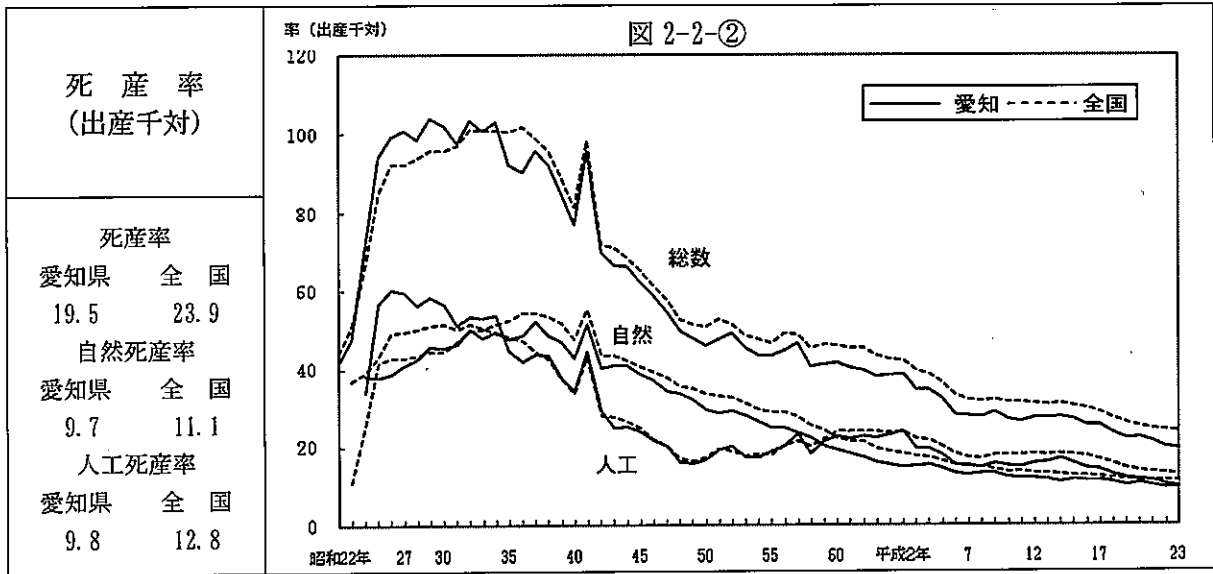
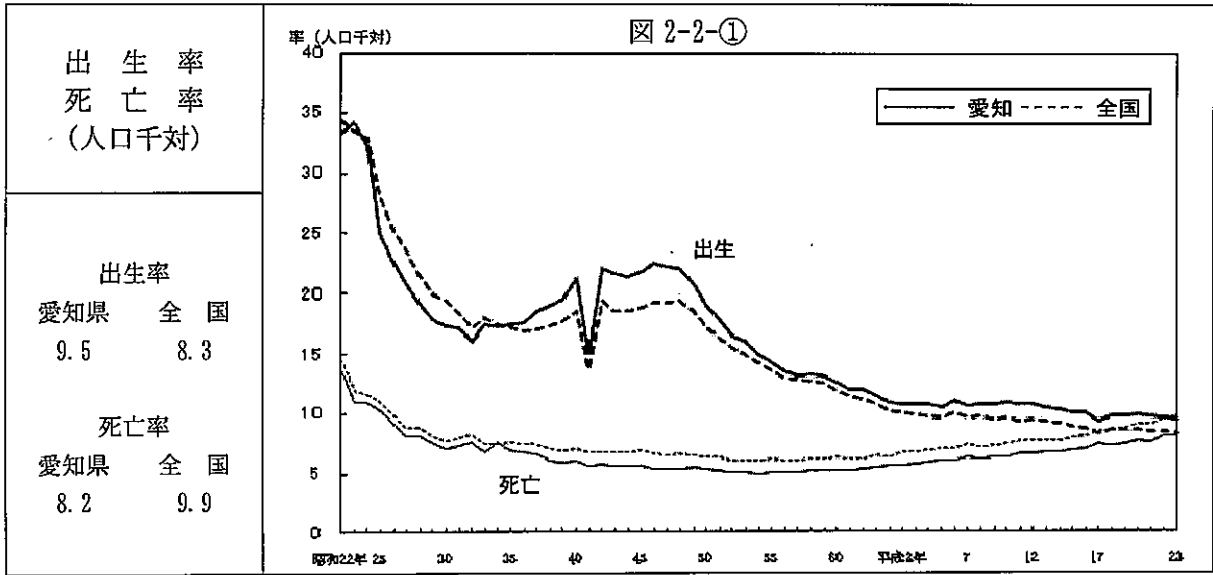
注：（ ）は全国値

表2-2-6 平均寿命の年次推移

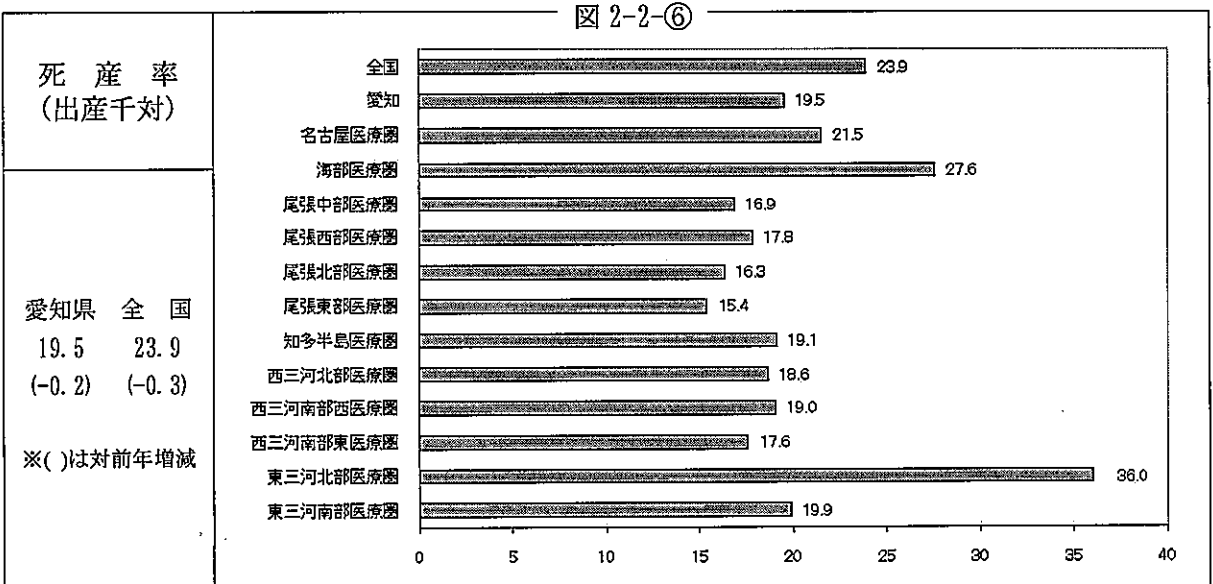
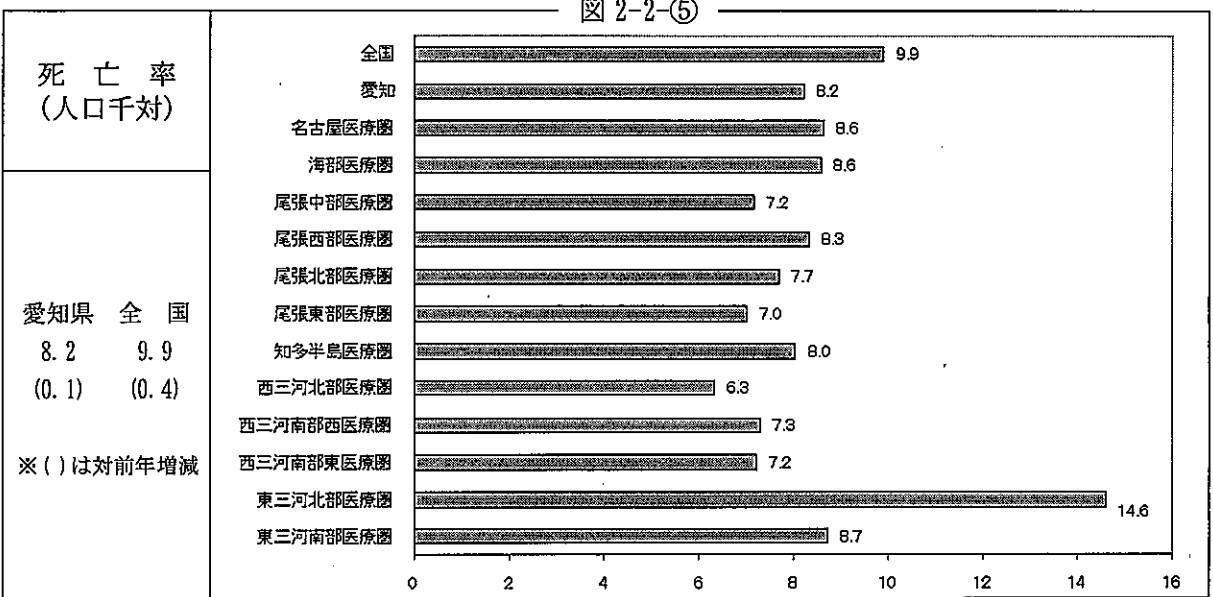
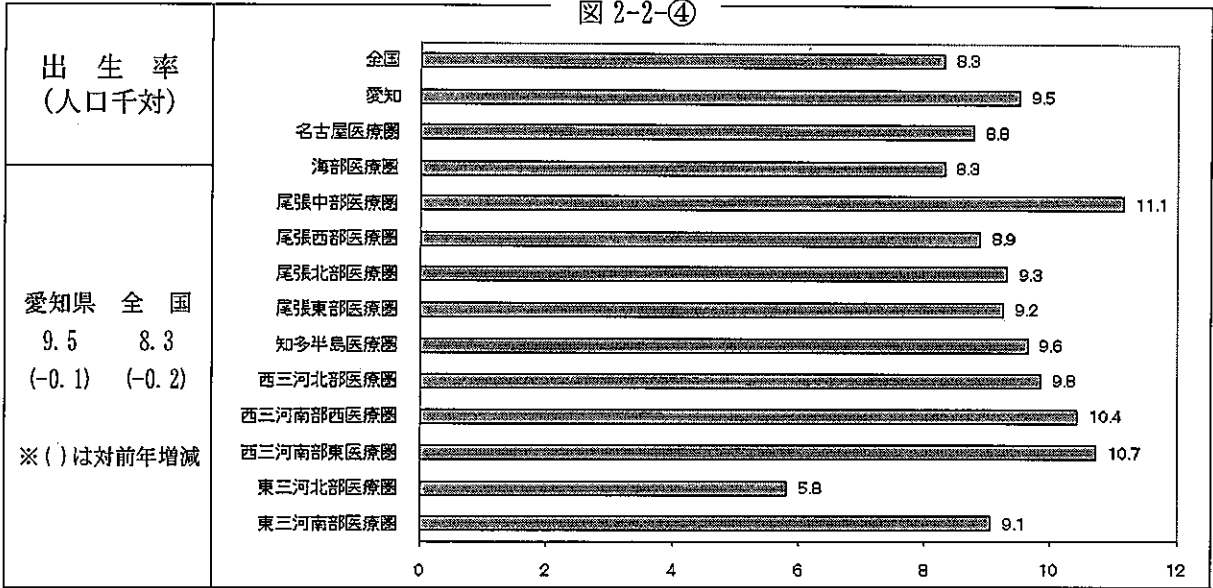
年次	愛知県		全国	
	男	女	男	女
昭和45年	70.52	75.00	69.31	74.66
50年	72.66	76.79	71.13	76.89
55年	74.12	78.70	73.35	78.76
60年	75.56	80.78	74.78	80.48
平成2年	76.47	82.03	75.92	81.90
7年	76.87	83.16	76.38	82.85
12年	77.99	84.51	77.72	84.60
17年	78.88	85.21	78.56	85.52
22年	79.62	86.14	79.64	86.39
23年	79.89	86.05	79.44	85.90

資料：愛知県健康福祉部

人口動態（率）の年次推移（平成23年）



人口動態（率）の県内地区別比較（平成23年）



人口動態（率）の県内地区別比較（平成23年）

図 2-2-⑦

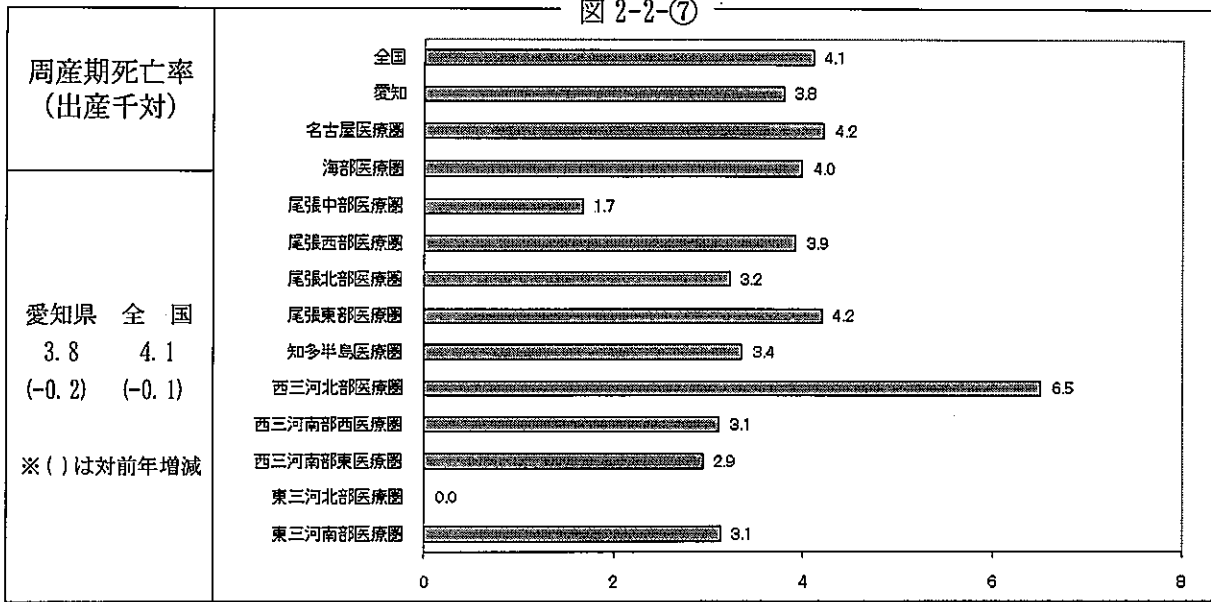


図 2-2-⑧

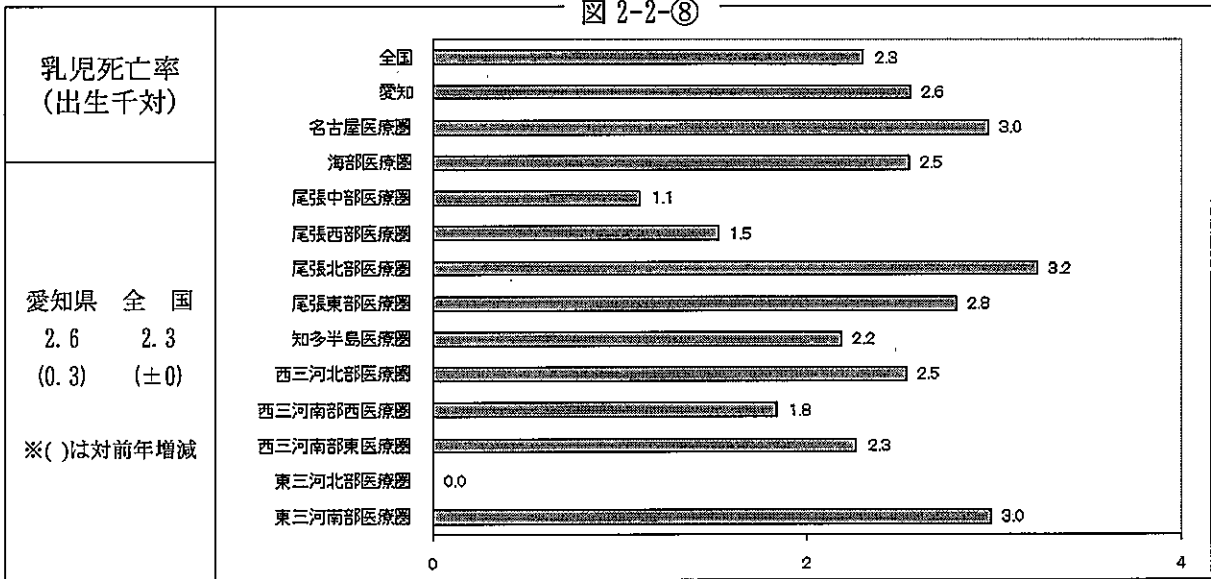


図 2-2-⑨

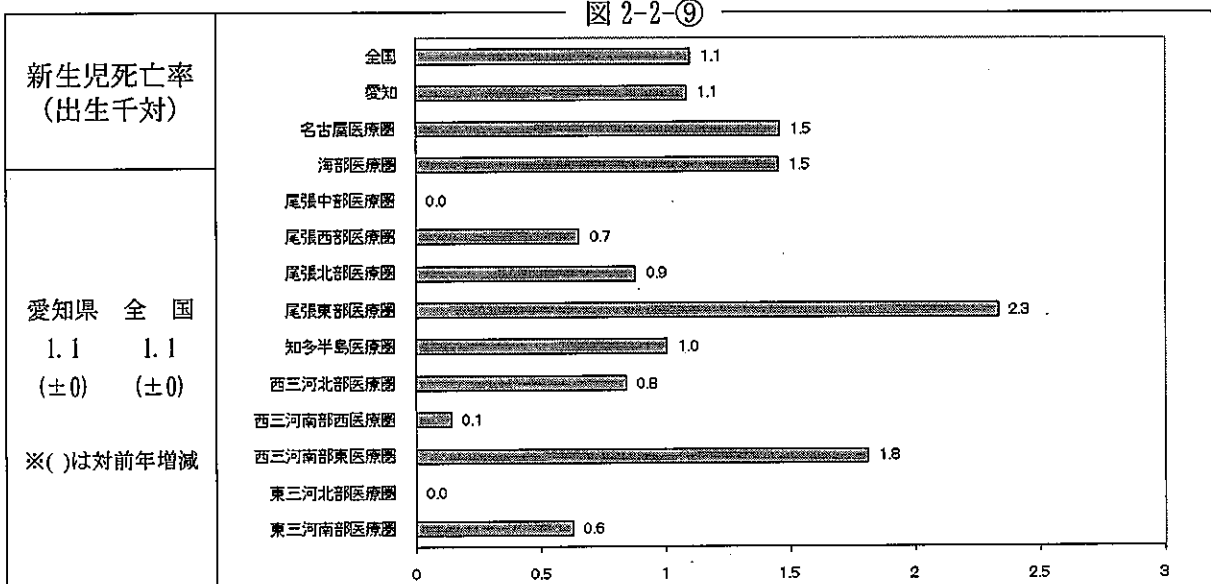


表2-2-7 死亡順位・死亡数・死亡率（人口10万対）の前年比較

死 因	愛 知 県								全 国			
	平成23年				平成22年				平成23年			
	順位	死亡数	率	割合	順位	死亡数	率	割合	順位	死亡数	率	割合
総 数		59,720 (1,243)	822.4	100.0		58,477	806.9	100.0		1,253,066	993.1	100.0
悪性新生物	1	17,596 (-218)	242.3	29.5	1	17,814	245.8	30.5	1	357,305	283.2	28.5
心 疾 患	2	8,454 (-188)	116.4	14.2	2	8,642	119.2	14.8	2	194,926	154.5	15.6
脳血管疾患	3	5,723 (46)	78.8	9.6	3	5,677	78.3	9.7	4	123,867	98.2	9.9
肺 炎	4	5,444 (254)	75.0	9.1	4	5,190	71.6	8.9	3	124,749	98.9	10.0
老 衰	5	2,847 (464)	39.2	4.8	6	2,383	32.9	4.1	6	52,242	41.4	4.2
不慮の事故	6	2,038 (-56)	28.1	3.4	5	2,094	28.9	3.6	5	59,416	47.1	4.7
自 殺	7	1,481 (47)	20.4	2.5	7	1,434	19.8	2.5	7	28,896	22.9	2.3
腎 不 全	8	1,155 (85)	15.9	1.9	8	1,070	14.8	1.8	8	24,526	19.4	2.0
大動脈瘤及び解離	9	849 (60)	11.7	1.4	10	789	10.9	1.3	11	15,599	12.4	1.2
肝 疾 患	10	760 (24)	10.5	1.3	9	736	10.2	1.4	10	16,390	13.0	1.3
10死因小計		46,347 (518)	638.2	77.6		45,829	632.4	78.4		997,916	790.9	79.6

資料：平成23年人口動態統計

注1：) は前年からの増減を示す。

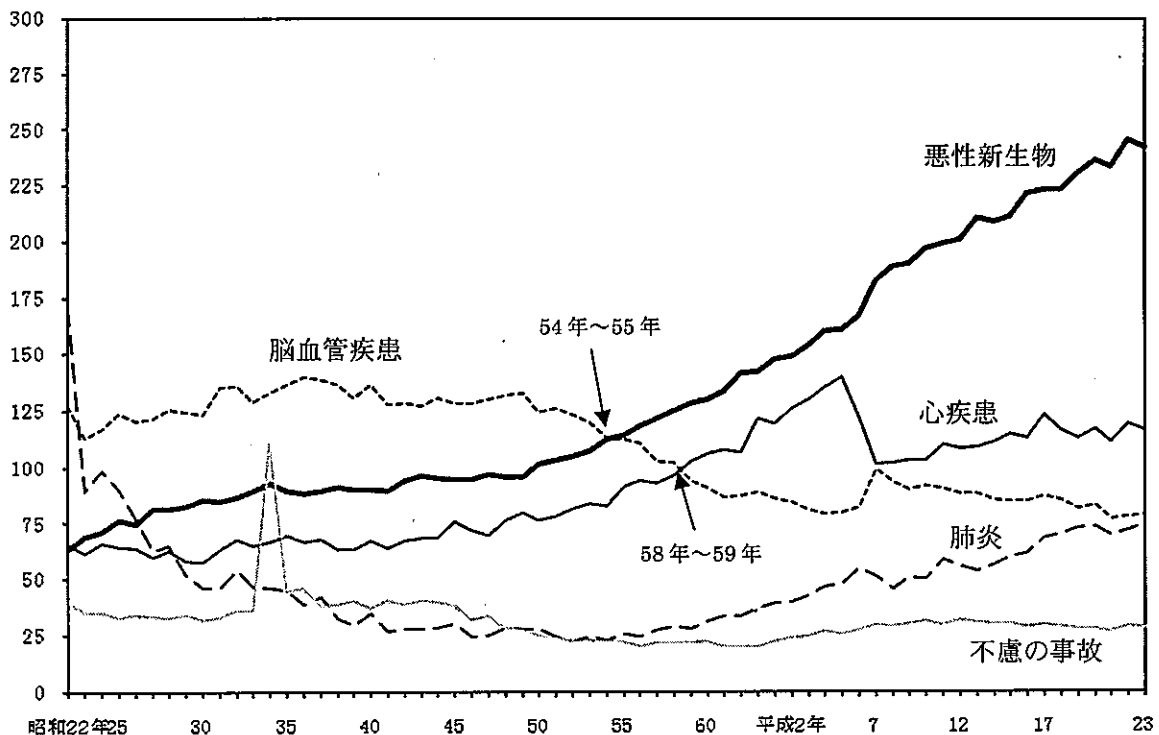
注2：率算出の人口（日本人人口）には、平成23年は「平成23年10月1日現在推計人口」（総務省統計局）、平成22年は「平成22年国勢調査による基準人口」（総務省統計局）を用いた。

注3：愛知県の平成23年の第11位は慢性閉塞性肺疾患（死亡数704、死亡率9.7、割合1.2）、第12位は敗血症（死亡数657、死亡率9.0、割合1.1）となっている。

注4：全国の平成23年の第9位は慢性閉塞性肺疾患（死亡数16,639、死亡率13.2、割合1.3）、第12位は糖尿病（死亡数14,664、死亡率11.6、割合1.2）となっている。

図2-2-⑩ 主要死因別死亡率の年次推移（愛知県）

死亡率(人口10万対)



第2部 医療圏及び基準病床数等

第1章 医療圏

1 2次医療圏（医療法第30条の4第2項第9号に定める区域）

原則として、1次医療（通院医療）から2次医療（入院医療）までを包括的、継続的に提供し、一般及び療養の病床（精神病床、結核病床及び感染症病床を除き、診療所の病床を含む。）の整備を図るための地域単位として設定する区域で、表1-1のとおり定めます。

国が定める医療計画作成指針では、人口規模が20万人未満の二次医療圏について、療養病床及び一般病床の流入入院患者割合が20%未満であり、流出入院患者割合が20%以上である場合、その設定の見直しを検討することとされており、本県では、東三河北部医療圏が該当しますが、圏域面積が著しく広大であることや、へき地医療対策の必要性等の観点から引き続き単独の医療圏とし、救急医療等不足する医療機能については、東三河南部医療圏と連携を図っていきます。

表1-1 2次医療圏の名称及び区域

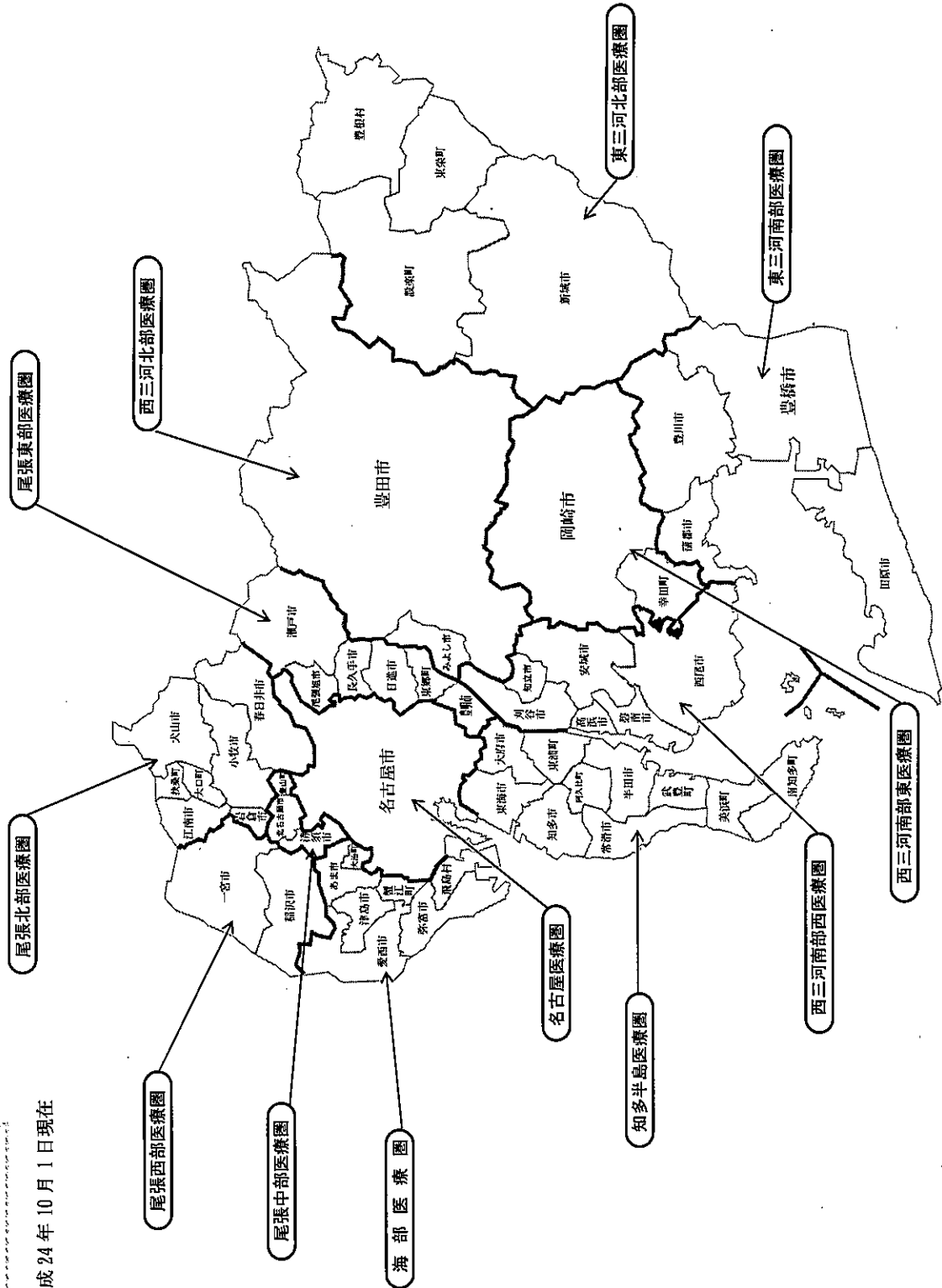
名 称	区 域
名古屋医療圏	名古屋市
海部医療圏	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張中部医療圏	清須市、北名古屋市、豊山町
尾張東部医療圏	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
尾張西部医療圏	一宮市、稲沢市
尾張北部医療圏	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
知多半島医療圏	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河北部医療圏	豊田市、みよし市
西三河南部東医療圏	岡崎市、幸田町
西三河南部西医療圏	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市
東三河北部医療圏	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河南部医療圏	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

2 3次医療圏（医療法第30条の4第2項第10号に定める区域）

主として特殊な医療（3次医療）を提供する病院の整備を図るための単位として設定する区域で、愛知県全域とします。

2次医療圏図

平成24年10月1日現在



2次医療圏に係る参考資料

表1-2 2次医療圏別医療資源等

医療圏	人口 人	面積 km ²	病院数 施設	病床数					一般 診療所 施設	歯科 診療所 施設
				一般	療養	精神	結核	感染症		
名古屋	2,266,517	326.43	132 (0.6)	16,914 (74.6)	3,750 (16.5)	4,593 (20.3)	121 (0.5)	12 (0.1)	2,020 (8.9)	1,439 (6.3)
海部	330,951	208.44	11 (0.3)	1,225 (37.0)	682 (20.6)	486 (14.7)	0 (-)	6 (0.2)	202 (6.1)	139 (4.2)
尾張中部	162,117	41.88	5 (0.3)	268 (16.5)	456 (28.1)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	86 (5.3)	74 (4.6)
尾張東部	463,269	230.29	19 (0.4)	3,798 (82.0)	902 (19.5)	1,274 (27.5)	44 (0.9)	6 (0.1)	304 (6.6)	215 (4.6)
尾張西部	515,553	193.21	19 (0.4)	2,593 (50.3)	500 (9.7)	1,009 (19.6)	18 (0.3)	6 (0.1)	329 (6.4)	222 (4.3)
尾張北部	731,552	295.92	23 (0.3)	3,346 (45.7)	1,162 (15.9)	1,154 (15.8)	0 (-)	6 (0.1)	458 (6.3)	337 (4.6)
知多半島	616,765	391.18	20 (0.3)	2,748 (44.6)	398 (6.5)	980 (15.9)	0 (-)	6 (0.1)	366 (5.9)	253 (4.1)
西三河北部	481,382	950.58	18 (0.4)	1,966 (40.8)	547 (11.4)	729 (15.1)	0 (-)	6 (0.1)	253 (5.3)	182 (3.8)
西三河南部東	412,049	444.02	16 (0.4)	1,381 (33.5)	893 (21.7)	801 (19.4)	50 (1.2)	6 (0.1)	251 (6.1)	175 (4.2)
西三河南部西	676,825	362.00	22 (0.3)	2,820 (41.7)	1,404 (20.7)	434 (6.4)	0 (-)	0 (-)	376 (5.6)	289 (4.3)
東三河北部	59,904	1,052.27	6 (1.0)	359 (59.9)	184 (30.7)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	52 (8.7)	29 (4.8)
東三河南部	703,331	667.76	37 (0.5)	3,356 (47.7)	2,808 (39.9)	1,607 (22.8)	42 (0.6)	10 (0.1)	454 (6.5)	337 (4.8)
計	7,420,215	5,165.12	328 (0.4)	40,774 (54.9)	13,686 (18.4)	13,067 (17.6)	275 (0.4)	64 (0.1)	5,151 (6.9)	3,691 (5.0)

注1：（ ）は人口万人対比の数値

注2：人口は平成23年10月1日現在（「あいちの人口」愛知県県民生活部資料）

注3：面積は平成23年10月1日現在（「平成23年全国都道府県市区町村別面積調」国土交通省国土地理院）

ただし、所属未定地は各医療圏値に含んでいないため、各医療圏値の合計は計と一致しない。

注4：病院、病床数、一般診療所、歯科診療所については平成23年10月1日現在（「病院名簿」愛知県健康福祉部）

表1-3 一般病床自域依存率の経年変化

(単位：%)

医療圏	昭和61年7月	平成3年5月	平成8年5月	平成11年7月	平成16年7月	平成21年6月
名古屋	95.6	95.3	95.1	88.0	89.0	88.5
海部				58.1	56.7	58.9
尾張中部				26.4	16.9	23.4
尾張東部				75.2	72.8	71.3
尾張西部	80.2	80.4	82.9	81.3	83.8	81.7
尾張北部	69.7	74.8	76.6	76.9	77.9	79.7
知多半島	67.5	69.0	70.1	69.3	70.0	68.6
西三河北部	69.4	70.5	70.6	71.4	75.7	79.1
西三河南部東	79.9	81.3	79.3	82.4	83.0	72.6
西三河南部西						82.2
東三河北部	64.7	65.2	72.6	83.6	74.1	47.2
東三河南部	93.1	95.2	94.9	95.2	91.4	91.4

資料：愛知県健康福祉部調べ

注：平成21年6月の数値は病院及び有床診療所が対象（平成16年7月以前の数値は病院のみ対象）

第2章 基準病床数

○ 医療法第30条の4第2項第11号に規定する基準病床数は、表2-1のとおりとします。

表2-1 基準病床数

病床種別	医療圏	基準病床数 (平成23~27年度)
療養病床 及び 一般病床	名古屋	15,388
	海部	1,964
	尾張中部	862
	尾張東部	3,558
	尾張西部	3,586
	尾張北部	4,854
	知多半島	3,473
	西三河北部	2,900
	西三河南部東	2,860
	西三河南部西	4,676
	東三河北部	630
	東三河南部	6,444
		計
精神病床	全県域	12,554
結核病床	全県域	218
感染症病床	全県域	74

注1:「療養病床及び一般病床」の基準病床数は、両病床数を合算した数値です。

注2: 精神、結核、感染症の各病床については、全県単位で整備することとしています。

表2-2 既存病床数 (平成24年9月末現在)

病床種別	医療圏	既存病床数
療養病床 及び 一般病床	名古屋	20,326
	海部	1,961
	尾張中部	751
	尾張東部	4,541
	尾張西部	3,578
	尾張北部	4,624
	知多半島	3,121
	西三河北部	2,391
	西三河南部東	2,406
	西三河南部西	4,429
	東三河北部	485
	東三河南部	6,196
		計
精神病床	全県域	13,031
結核病床	全県域	256
感染症病床	全県域	70

注: 既存病床数は、病院の開設許可病床数等を基に医療法第7条の2第4項の規定に基づき補正を行った後の数で、平成24年9月末以降の病院・有床診療所の許可、廃止届等により変更されます。

1 一般病床及び療養病床

2次医療圏ごとに(1)アに掲げる一般病床の算定式により算定した数と2次医療圏ごとに(2)アに掲げる療養病床の算定式により算定した数の合計。ただし、県における当該数の合計は、2次医療圏ごとに(1)イ及び(2)イで掲げる式によりそれぞれ算定した数の合計を超えないものとする。

ただし、県外に流出している入院患者数が、県外から流入している入院患者数よりも多い場合には、(県外への流出患者数－県外からの流入患者数)×1/3を限度として知事が適当と認める数（「流出超過加算数」という。）を、当該合計数に加算することができる。

(1) 一般病床

$$\text{ア} \quad \frac{\Sigma A_1 B_2 \times F_1 + C_2 - D_2}{E_2}$$

$$\text{イ} \quad \frac{\Sigma A_1 B_2 \times F_1}{E_2}$$

A₁ : 2次医療圏の性別・年齢階級別人口（5歳階級）

B₂ : 厚生労働大臣が定める性別・年齢階級別退院率（地方ブロック値）

F₁ : 平均在院日数

厚生労働大臣が地方ブロックの平均在院日数の分布状況を勘案して定める日数を上限として、当該都道府県の平均在院日数の状況等を勘案して都道府県知事が定める数

C₂ : 他医療圏等から当該医療圏への流入入院患者数の範囲内で知事が定める数

D₂ : 当該医療圏から他医療圏等への流出入院患者数の範囲内で知事が定める数

E₂ : 厚生労働大臣が定める病床利用率

(2) 療養病床

$$\text{ア} \quad \frac{\Sigma A_1 B_1 - G + C_1 - D_1}{E_1}$$

$$\text{イ} \quad \frac{\Sigma A_1 B_1 - G}{E_1}$$

A₁ : 2次医療圏の性別・年齢階級別人口（5歳階級）

B₁ : 性別・年齢階級別入院・入所需要率

厚生労働大臣が定める性別・年齢階級別の長期療養入院・入所需要率を上限として、長期療養に係る医療又は介護を必要とする者の数を勘案して都道府県知事が定める率

G : 介護施設で対応可能な数

2次医療圏の介護施設（介護療養型医療施設を除く）に入所している者の数を下限として、今後の介護サービスの進展等を勘案して都道府県知事が定める数

C₁ : 他医療圏等から当該医療圏への流入入院患者数の範囲内で知事が定める数

D₁ : 当該医療圏から他医療圏等への流出入院患者数の範囲内で知事が定める数

E₁ : 厚生労働大臣が定める病床利用率

2 精神病床

全県を区域として以下に掲げる式により算定した数

(1年未満群) + (1年以上群) + (加算部分)

$$\text{○1年未満群} = (\Sigma A_2 B_3 + C_3 - D_3) \times F_2 / E_3$$

A₂ : 当該都道府県の年齢階級別人口（20歳未満、20歳以上40歳未満、40歳以上65歳未満、65歳以上の4区分）

B₃ : 厚生労働大臣が定める当該都道府県の年齢階級別精神病床新規入院率（4区分）

C₃ : 他県から本県への流入入院患者数

D₃ : 本県から他県への流出入院患者数

E₃ : 厚生労働大臣告示が定める病床利用率